

6月7日の本会議において、総務常任委員会に付託を受けました請願第1号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書について、6月21日に開催しました委員会の審査結果を報告します。

請願人からは、「再審法」という法律が特別にあるわけではなく、「刑事訴訟法」の一部として「再審」に関することを定めた条文が19条あり、その部分を「再審法」と呼んでいます。この再審裁判の手続きが19条と極めて簡略となっているため、十分な審議がされないまま棄却されるケース、丁寧に真実究明に取り組むケース等、再審の扱いに不公平を生む「再審格差」があります。途方もない時間を要しても再審裁判に到達できないのは「再審法の不備」によるところが多く、一「再審における検察手持ち証拠の全面開示」、一「再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止」、一「再審法（刑事訴訟法の最新規定）」の整備の3点について改正を求めるとの意見陳述があり、その後質疑を行いました。

主な質疑は次のとおりです。

再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を制度化した場合、再審請求が増え、弊害が起こるのではとの質疑に対して、再審請求するためには警察や検察が長い時間をかけて調べた証拠がほとんど開示されてない中で、元の裁判の結果が変わっていたかもしれないような新しい証拠を見つけなければなりません。それは、真犯人を探してくるほど高いハードルであり、その上で、再審を開始するかを審議するために過去の裁判結果や検察の意見も聞いて裁判官が決定するため時間を要します。そのため、簡単に裁判所が再審開始決定を認めてくれることは、ほとんどありませんとの答弁でした。法務省において再審請求のあり方について議論が進まない原因の背景はとの質疑に対して、刑事事件において法を犯すものを厳正に処分し、国家の安定を保つことに重きを置く流れと、人権を尊重し、冤罪を生まない刑事裁判のあり方を追求する二つ流れがあります。世界の潮流は一人一人の人権を大事にする方へ大きく動きつつありますが、簡単にはいきません。また、密室での取り調べが冤罪を生む温床であるため、日本弁護士連合会が中心となって大きな運動を起こし、今では、重大事件について容疑者を取り調べる時には、録音録画をするようになりました。さらに、裁判官だけの判断で有罪か無罪を決めるのではなく、国民が刑事裁判に参加するという制度も作られ、少しずつ前進していますとの答弁でした。被疑者の段階ではどのような弁護形態であるのかとの質疑に対して、逮捕された被疑者の容疑内容等が警察から日本弁護士連合会事務所に連絡が入ると、直ちに当番弁護士が面会をし、被疑者が無実であると主張すれば、冤罪を回避するためのアドバイス等をし

ていますが、密室での取り調べを広く開かれたものにする可視化を持って前進させないと冤罪を断つことはできませんとの答弁でした。再審開始決定に検察が不服申し立てをし、長い年月の中再審が行われず、再審請求者が亡くなるケースもあります。なぜ不服申し立てが行われるのかとの質疑に対して、不服申し立てをしてさらに上級審で検討がされると、また、3年から5年の間、再審開始裁判が開かれずに、再審請求者が亡くなり、再審請求ができなくするために狙って時間稼ぎをしているとの答弁でした。その後、自由討議を行い、冤罪というのは、これ自体当然あってはならないし、許せない。意見陳述の皆さんと同じ思いであります。しかし、地方議会で判断するには、極めて難しく、法務省・最高裁・検察庁・日本弁護士連合会の四者が積極的に検討していただいて、冤罪をなくすべく、正当な正しい裁判が執行できるようにしていただきたい。また、取り調べ時の可視化がなされていない今の状況もが冤罪を生んでいる等の意見が出ました。

採決の結果、請願第1号国に対し、「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願書は賛成少数で、不採択とすべきものと決定しました。